



さあ、始めよう  
憧れの宝塚暮らし  
宝塚市  
移住支援金

通算5年以上、東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、東京23区内へ通勤していた方対象

### 給付金額

世帯で移住する場合：**100万円**

さらに、18歳未満の方一人につき**30万円**の加算あり

単身で移住する場合：**60万円**

### 主な要件

#### ● テレワーカー

宝塚市へ移住し、移住元での業務を継続してテレワークで行う方

#### ● 起業された方

兵庫県の「起業家支援事業東京23区枠」を活用した方

#### ● 対象求人への就職

「兵庫で働こう！マッチングサイト」に掲載され、「移住支援金対象」と表示のある求人へ就職した方

### 問い合わせ先

宝塚市役所 企画政策課

0797-77-2001

[www.city.takarazuka.hyogo.jp/](http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/)

詳しくは裏面又は

ホームページをご覧ください



宝塚市移住支援金ホームページ



## 1. 支給金額

世帯で移住する場合:100 万円(子育て世帯の場合は、さらに加算※がつきます)

単身で移住する場合:60 万円

※18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18 歳未満の方一人につき 30 万円の加算があります。

## 2. 要件

移住元に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること※東京圏:東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 ①住民票を移す直前 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区に在住又は東京圏(条件不利地域除く。以下同じ。)に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京 23 区内への通勤をしていたこと(詳細はホームページをご確認ください。) ②住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京 23 区内への通勤をしていたこと ③ただし、東京圏に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる
移住先に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること ①2024 年4月1日以後に転入したこと(世帯員含む) ②申請時において、転入後 1 年以内であること(世帯員含む) ③宝塚市に、申請日から 5 年以上継続して居住する意思を有していること
世帯に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること(原則として異動する住民票の世帯人数により判断します) ①2 人以上の世帯員が移住元において同一世帯に属していたこと ②2 人以上の世帯員が申請時に同一世帯に属していること
以下のいずれかに該当する就職又は起業をされた方等	
支援対象求人	次に掲げる事項の全てに該当すること ①勤務地が兵庫県内に所在すること ②就業先が、兵庫県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること ③就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと ④週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金対象法人に就業していること ⑤上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記②の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること ⑥当該法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること ⑦転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
プロフェッショナル人材事業等を活用して就職された方	次に掲げる事項の全てに該当すること ①勤務地が兵庫県内に所在すること ②週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること ③当該就業先において移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること ④転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること ⑤目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと
テレワーカー	次に掲げる事項の全てに該当すること ①所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと ②デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと
起業された方	1 年以内に兵庫県が実施する「起業家支援事業東京 23 区枠」の交付決定を受けていること
その他の要件	次に掲げる事項の全てに該当すること ①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと(世帯員含む) ②日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること ③その他兵庫県及び宝塚市が不相当と認めた者でないこと

## 3. 申請方法

申請書と必要書類を添えて、宝塚市企画政策課に申請してください。年度内の受付は 2 月末日までです。移住支援金は予算の範囲内で実施しています。予算上の理由等により支援金の交付が不可となる可能性もございますので、移住前に必ず宝塚市企画政策課までお問い合わせください。

※宝塚市から転居した場合、対象の職を辞した場合等には移住支援金の一部または全部の返還が求められます。